

数字でみるEU

EU in Figures

EU各国の法定最低賃金には11倍の差

EU統計局によると、2006年1月時点において、欧州連合(EU)加盟25カ国中18カ国が法定最低賃金^{※1}を定めている。最低賃金は各国の経済水準の相違を反映して、最も高い国と低い国の間に11倍以上の開きがあった。

最低賃金の水準は、3つのグループに大別される。最低賃金が300ユーロ(約4万2,000円=2006年1月時点の為替レートによる)以下のグループには、ラトヴィアやポーランドなど、主に2004年にEUに加盟した中・東欧諸国が入っている。

他方、最低賃金が1,200ユーロ(約16万8,000円)を超える高額グループには、フランス、英国、アイルランド、ルクセンブルグなど、1952年のEU発足時の加盟国と1973年の第1次拡大時に加盟した国が属している。中間グループには、1980年代にEUに加盟したポルトガル、スペイン、ギリシャおよび2004年に加盟した10カ国の中で比較的豊かなスロヴェニアとマルタが入っている。ちなみに、米国と日本の最低賃金は、それぞれ753ユーロと811ユーロ^{※2}であり、EUの中間グループより、やや高い水準に位置する。

加盟国の物価水準を考慮して、最低賃金を購買力標準値(PPS)でみると、格差は6倍に縮小する。

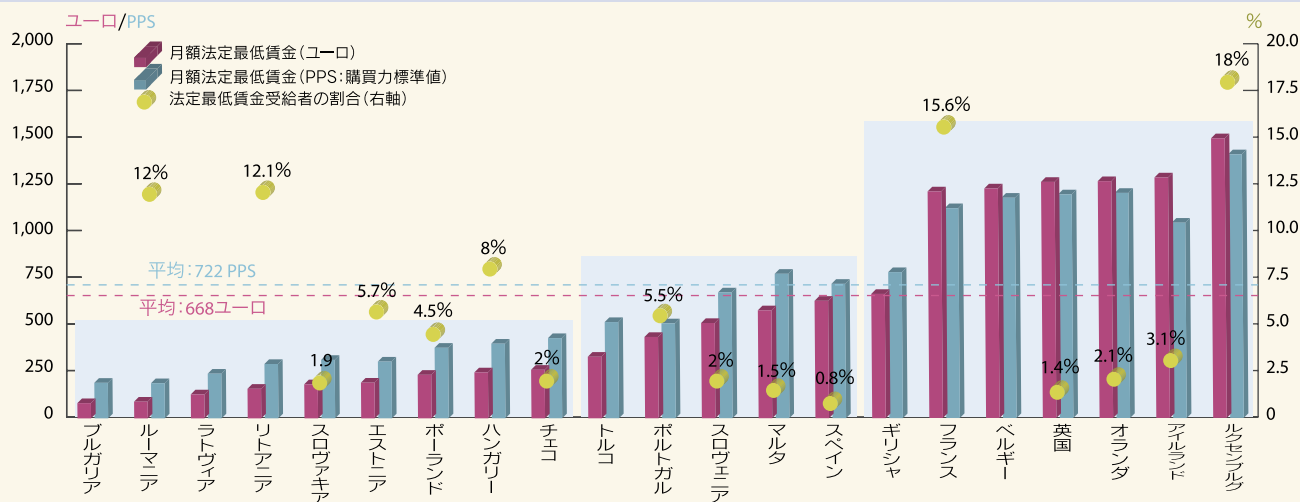
2004年時点で、全労働者に占める最低賃金受給者の割合は、スペイン、英国、スロヴァキアなどでは2.0%以下であり、ルクセンブルグやフランスなど最低賃金が高い国々ではこの比率が高い。なお、米国の最低賃金受給者の割合は、1.4%であった。

詳しくは欧州委員会統計局(<http://epp.eurostat.ec.europa.eu>)発表の「Statistics in Focus, Population and Social Conditions, 9/2006」をご覧ください。EU

※1 法令で定められた、正規労働者に給与所得者に適用される最低賃金。金額は、税・社会保険料差し引き前のグロス。大半の国において、最低賃金は月額で定められている。

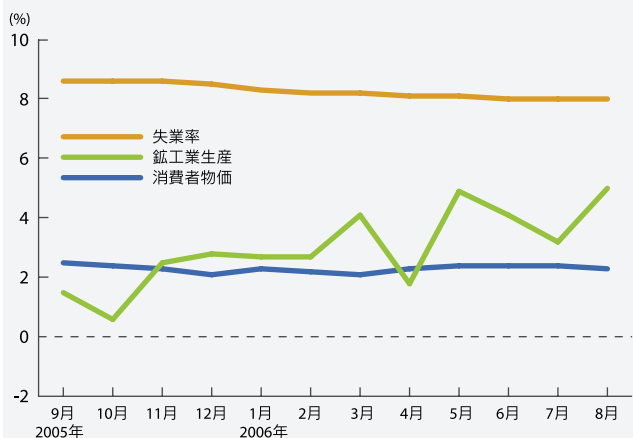
※2 2006年1月時点での日本の最低賃金の全国加重平均額は、時間額668円。これを月額およびユーロに換算した額。(2006年1月の換算レート:1ユーロ=139.99円)

EU加盟・加盟候補国の月額法定最低賃金(2006年1月)／法定最低賃金受給者の割合(対全賃金労働者)



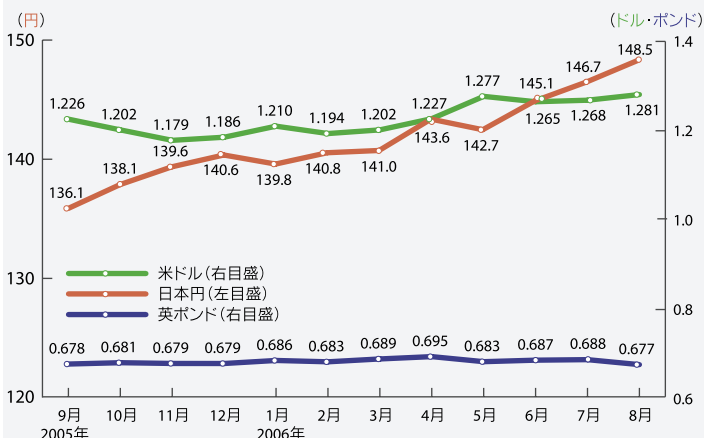
出所: 欧州委員会統計局

EUの消費者物価・失業率・鉱工業生産の推移



出所: 欧州委員会統計局

ユーロの為替レート(1ユーロ当たり)



出所: 欧州中央銀行